

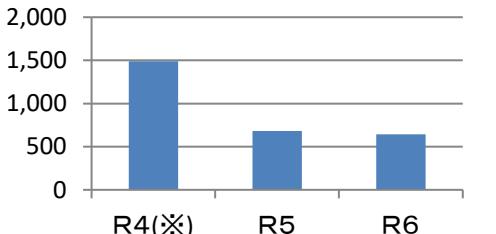
令和6年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R6.4.1 ~ R7.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立ひまわりの丘	
	所在 地	関市桐ヶ丘3-2	
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	
	構 成 員	一	
指定管理業務の内容	所在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号	
	指定期間	R5.4.1	~ R8.3.31
	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、知的障害者に障害児入所支援及び施設入所支援等の障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。		

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R4(※)	1,489
R5	682
R6	644
	

(※)令和4年度の利用者数はひまわりの丘第一学園(636人)及び第二学園(853人)の合算
(令和5年度以降はひまわりの丘第一学園のみ)

3 令和6年度の収支状況

(単位:千円)

収入計	195,832
利用料金	24,988
指定管理料	168,960
その他	1,884
支出計	191,928
人件費	153,163
施設管理費	10,711
その他	28,054
差引	3,904
納付金	一

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・施設における生活の豊かさ、特に児童・生徒の生活の豊かさについて検討を進めてほしい。	・利用者支援の基となる個別支援計画書作成の段階において、自ら意思の表出が出来るような聞き取りを心掛け、利用者の思いやニーズを尊重した目標設定に努めた。
・施設の問題を社会の問題として協力を得るための発信の取組がさらにあると良い。	・施設の問題は社会の問題であるという視点は重要であると認識している。日々の発信が人々の関心と施設への協力に繋がるという認識のもと、利用者の生活状況等はホームページ等を活用し定期的な発信を継続している。

様式2

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上に努めている。 ・職員の意見や要望を把握するために目安箱を設置している点は、組織運営上有意義であり、評価できる。 ・新規採用職員の育成計画が充実している。
設置目的の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・進路決定支援に努めている。 ・多様なニーズに対応している。 ・要請に対して断らず積極的に受け入れている。
公共性の確保の状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自治会を設置して、子どもの意見を尊重する取組が行われている。 ・児童同士のトラブルについて、対応等をさらに検討していただきたい。 ・重大な事故につながらないよう、薬の管理は厳重にすることが求められる。
経営状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・定員に対する利用者数減の状態が続いている中で、収支バランスが調整されていた。 ・食材の共同購入、職員による修繕作業などの工夫がなされている。 ・物価の上昇への対応に努めること。
派生的効果	4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行に向けた計画的な支援が行われていることは、利用者本位の取組として評価できる。 ・前年度減ではあるが、積極的に地域ニーズに応えている。 ・外部専門家を入れた研修会・検討会を行い、よりよい実践ができるよう努めている。実習生やボランティアの受け入れも多い。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・利用者の様々な希望に寄り添った支援をすることで、利用者がより快適に生活できるような運営に努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する